

第8回

村上市歴史的風致維持向上協議会

議案書

日時：令和6年3月11日（月）午前9時30分～

会場：村上市教育情報センター会議室A・B

（村上市田端町4番25号）

村上市

目 次

村上市歴史的風致維持向上協議会委員名簿	…2
報 告	
報告(1) 歴史まちづくりに関する取り組み状況について	…3
議 事	…4
議事(1) 今後の歴史まちづくりに関する取り組みについて	
議事(2) 歴史的風致維持向上計画の変更について	…5
村上市歴史的風致維持向上協議会への諮問について（諮問書）	
議事(3) 第2期村上市歴史的風致維持向上計画の策定について	…6
(参考)	
村上市歴史的風致維持向上協議会条例	…7

村上市歴史的風致維持向上協議会委員名簿

令和6年3月11日現在

学識経験を有する者（1号委員）

学校法人國學院大學観光まちづくり学部・教授 （国立大学法人東京大学・名誉教授）	西 村 幸 夫
国立大学法人新潟大学工学部建設学科・教授 （村上市景観審議会・会長）	岡 崎 篤 行
村上市文化財保護審議会・会長	大 場 喜代司
新潟県建築士会岩船支部・理事	大 竹 憲 一

関係団体を代表する者（2号委員）

村上商工会議所・会頭	川 崎 久
村上市観光協会・元監事 （歴史的風致形成建造物所有者）	益 田 茂 彦
村上・岩船景観会議・座長	川 上 伊 登 志
村上町屋再生プロジェクト・代表 （歴史的風致形成建造物所有者）	吉 川 真 嗣
村上地域まちづくり協議会地域活性部会・委員	近 藤 正 敏
岩船まちづくり協議会文化事業部・副部長	船 山 三 喜 雄
活気あふれる街瀬波まちづくり推進協議会・委員	石 井 秀 逸
あらかわ地区まちづくり協議会・理事長	江 端 栄 作
砂山地域まちづくり協議会・会長	佐 藤 修 平
塩野町地域まちづくり協議会・会長	本 間 み づ え
山北地区まちづくり協議会 地域コミュニティ部会・部会長	板 垣 真

関係行政機関の職員（3号委員）

新潟県村上地域振興局・地域振興監	渡 辺 津 与 志
新潟県村上地域振興局地域整備部・副部長	宮 嶋 孝 吉
新潟県村上地域振興局農林振興部・副部長	山 崎 哲
新潟県観光文化スポーツ部文化課 文化資源活用推進係・係長	三 ッ 井 朋 子
村上市教育委員会生涯学習課・課長 （歴史的風致形成建造物管理者）	平 山 祐 子

オブザーバー

国土交通省北陸地方整備局建政部・都市調整官	染 谷 秀 徳
-----------------------	---------

歴史まちづくりに関する取り組み状況について

令和5年度の歴史まちづくりに関する取り組みは、下記のとおりです。

記

1 歴史まちづくりに関する取り組み状況

別紙) 令和5年度「歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事業」の実施状況一覧【資料1-1】及び報告(1)歴史まちづくりに関する取り組み状況について【資料1-2】のとおり

今後の歴史まちづくりに関する取り組みについて

今後の歴史まちづくりに関する取り組みについては、下記のとおりです。

記

★歴史的建造物の保存・活用に関する取り組み

- ・「村上城跡」等の文化財等の保存事業の継続と活用の推進【継続】
- ・伝統的建造物群保存地区指定に向けた検討【継続】
- ・歴史的風致形成建造物指定と指定候補の追加【継続】
- ・「歴史的風致形成建造物保存事業」の補助金交付要件の検討【継続】
- ・「歴史的風致形成建造物保存事業」の継続と普及啓発【継続】
- ・まちづくり団体等と連携した武家住宅や町家などの歴史的建造物の利活用の促進【継続】

★歴史的町並み環境の保全・形成に関する取り組み

- ・「建造物外観修景事業」「景観形成助成金事業」の継続と普及啓発【継続】
- ・関係行政機関と連携した町並み景観の保全事業の推進【継続】
- ・まちづくり団体と連携した町並み景観の保全活動の実施(=団体からの補助金交付)【継続】
- ・商工関係団体と連携した空き家や空き店舗などの解消に向けた取り組みの実施【継続】
- ・無電柱化に影響のない路線の道路美装化の実施【継続】
- ・町並み景観に影響を与える電線等の地中化の実施【継続】
- ・歴史的建造物や町並み景観に影響を与える道路整備の見直し【継続】
- ・まちづくり協議会と連携した町並み景観の向上に向けた取り組みの促進【継続】
- ・夜間景観の向上に向けた取り組みの検討【継続】
- ・最も身近な災害である火災への対策と延焼・類焼防止策の推進【継続】

★まちなか回遊性の向上に関する取り組み

- ・まち歩き城下絵図の配布など観光客の周遊を促す取り組みの推進【継続】

★後継者等の育成・確保と地域力の強化に関する取り組み

- ・各地域のまちづくり協議会と連携した伝統的な活動の継承活動の促進【継続】
- ・教育機関と連携した歴史資源の普及啓発活動の推進【継続】
- ・歴史的な活動に対する誇りの醸成に向けた取り組みの推進【継続】
- ・コロナ禍における歴史的な活動に関連する産業の支援の推進【継続】
- ・空き家等への居住者誘導に向けた取り組みの推進【継続】

参考資料 議事(1)今後の歴史まちづくりに関する取り組みについて【資料2】

歴史的風致維持向上計画の変更について

令和5年度「村上市歴史的風致維持向上計画」の変更内容については、下記のとおりです。

記

変更① 歴史的風致形成建造物指定候補の追加による変更

- ・指定候補に追加する下記3件の説明文と写真を追加【第2章関係】
 - ※指定候補建造物の説明文などの追加箇所
 - ・村上城下の祭礼にみる歴史的風致：「伊勢神明社」「吉田家住宅」
 - ・木と漆の匠にみる歴史的風致：「石原稻荷神社」
- ・「表 歴史的風致形成建造物の指定候補」の修正【第7章関係】
- ・「図 歴史的風致形成建造物指定候補の分布図」の修正【第7章関係】

変更② 歴史的風致形成建造物の追加指定による変更

- ・「表 歴史的風致形成建造物に指定した建造物」の修正【第7章関係】
- ・「図 歴史的風致形成建造物に指定した建造物の分布図」の修正【第7章関係】

変更③ その他の変更（時点修正等）

- ・「表 村上市歴史的風致維持向上計画の検討経過」の修正【序章】
- ・「表 村上市歴史的風致維持向上協議会委員名簿」の修正【序章】
- ・歴史的風致形成建造物指定候補の説明文追加によるレイアウトの変更【計画書全体】

参考資料：「村上市歴史的風致維持向上計画」変更箇所一覧【資料3-1】

議事(2)歴史的風致維持向上計画の変更について【資料3-2】

歴史的風致形成建造物指定候補に追加する建造物リスト【資料3-3】

議事(3)

第2期村上市歴史的風致維持向上計画の策定について

第2期村上市歴史的風致維持向上計画の策定については、下記のとおりです。

記

- 1 第2期村上市歴史的風致維持向上計画の策定について
議事(3)第2期村上市歴史的風致維持向上計画の策定について【資料4】のとおり

参 考

○村上市歴史的風致維持向上協議会条例

平成 28 年 3 月 22 日

条例第 25 号

(設置)

第 1 条 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成 20 年法律第 40 号。以下「法」という。）第 11 条第 1 項の規定に基づき、村上市歴史的風致維持向上協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 協議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査及び審議する。

- (1) 法第 5 条第 1 項に規定する歴史的風致維持向上計画（以下「計画」という。）の作成及び変更に関する協議を行うこと。
- (2) 法第 5 条第 8 項の認定を受けた計画の実施に係る連絡調整を行うこと。
- (3) その他歴史的風致の維持及び向上に関し必要な事項について協議を行うこと。

(組織)

第 3 条 協議会は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体を代表する者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 4 条 協議会に会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員定数の半数以上の委員が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第 6 条 協議会は、調査又は審議に必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第 7 条 協議会の庶務は、都市計画課において処理する。

(報酬及び費用弁償)

第 8 条 委員の報酬及び費用弁償は、村上市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成 20 年村上市条例第 46 号）に定めるところによる。

(委任)

第 9 条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。